

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承下さい。

◎日程第1 議案第49号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例に
ついて

- 議長（太田侑孝君） 日程第1、議案第49号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありますか。

10番、鈴木多津枝君。

- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてある6点と、それから追加が2点ありますので、全部で8点についてお聞きいたします。

まず最初に、通知カードの配付、受け取り状況、2点目が個人番号カードの作成状況、3点目が相談、トラブル件数、4点目が紛失、再発行件数、5点目が、詐欺などの事件がありましたらその件数、6点目は経費、町負担はどうなるのか。それから7点目に、これ7点と8点目は通告をしていませんけれども、条例改正の条文の中にコンビニという言葉が入っていませんけれども、第14条に多機能端末というふうに書かれて、括弧でその後ろに、電気通信回路により町の使用に係る電子計算機と接続された民間事業者が設置する端末であって、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいうと、括弧の中に書かれていますけれども、この条件に合えば、コンビニでなくてもほかの事業所などでも交付できるようになるのか伺います。

それから、8点目ですけれども、第15条の2の第2項に、「町長は、前項の申請があったときは、多機能端末機により当該申請が適正であることの確認及び印鑑登録証明書の交付を

行うものとする。」と書かれていますけれども、確認、交付を行うことができるのか、どのように行うのかお聞きいたします。

以上8点、よろしくお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、通知カードの配付、受け取り状況でございますけれども、通知カードの発送状況は、まず、9月6日現在で2,979件、配送済み件数が2,958件、未交付が21件となっております。

2点目、個人番号カードの作成状況でございますけれども、同じく9月6日現在、468件となっております。

3点目、5点目、相談トラブル件数、詐欺などの事件件数でございますけれども、どちらの事件件数ともございません。

4点目、紛失再発行件数でございますけれども、現在、通知カードの再発行が2件ございます。

6点目、コンビニ交付に係る経費でございますけれども、コンビニ交付に係る経費としまして、本年度当初予算で99万5,000円。今回の補正予算で24万7,000円、合計124万2,000円が、コンビニ交付サービス使用料として現在の予算額となっております。

それから7点目、コンビニ交付のことでございますけれども、全協でも御説明をさせていただきました、キオスク端末という今回証明書等を発行する機械がございます。それを有するところであって個人番号カードの利用ができる機械であれば、基本的には発行ができるということでございます。

8点目でございます。すみません、これは15条の2の「前項の規定にかかわらず」というところでよろしいでしょうか。

これについては全協でもご説明……。

○10番（鈴木多津枝君） 町長は前項の申請があったときという……。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 町長は、前項の申請があったときは、多機能端末機により当該申請が適正であることの確認及び印鑑登録証明書の交付を行うものとするというところがございますね。はい、これは全協でも御説明させていただきましたとおり、コンビニエンスストア等で個人番号カードをキオスク端末のカードリーダーにかざします。それをJ-LISの証明書交付センターと専用回線をつないで、そこで個人番号カードの認証、それから自治体の振り分け機能等で本人を確認いたします。その証明書交付センターと、当町にございます証明書発行サーバーがL G W A Nでつながっております。そこで、本人の確認ができたところで町から証明書の発行を証明書交付センターに送付して、そこからまた専用回線でコンビニエンスストアに送付して、そこで証明書を発行するというところでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 6点目のコンビニ交付に係る経費のことですけれども、町の負担はというふうにお聞きしましたけれども、お答えがなくて、全額124万2,000円、町の一般財源の負担になるのかなと思いますけれども、確認をします。それから、8点目の条文の文章だから、町長が交付を行うものとするというふうに言葉が書かれているんだと思うんですけれども、コンビニエンスストアは24時間あいているわけですので、この申請については、多機能端末も24時間使えるということですかね。ちょっと説明を聞き落としましたので確認させてください。

それで、役場があいている時間だけとかいう説明もあったような気がするんですけれども、ちょっと見落としました。その確認をさせてください。

それで、行政のほうに来た申請が、コンビニエンスのキオスク何とかから来ると、それが役場のLGWANで受け付けて、またコンビニエンスのほうに戻っていくということで、そのセキュリティー対策というんですか、そのやりとりの。これについてはどういうふうになっているのか、どこでセキュリティーを責任持って行うのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、お答えをいたします。

経費の関係でございますけれども、124万2,000円ということでお答えをいたしました。この財源については、2分の1が交付税措置をされるというふうには、話で伺ってございます。

それから、2点目の稼働時間の話でございますけれども、全協でも御説明をさせていただきましたけれども、印鑑証明については年末年始を除いた、6時半から23時までの間が発行が可能でございます。ただし、住民の戸籍証明、附表等については開庁日の9時から17時までということになってございます。

それから、セキュリティーの関係でございますけれども、セキュリティーにつきましては、まず、偽造防止等のことから申しますと、全協でも申しましたけれども、A4の普通紙にコンビニのほうで印刷するというので、けん制文字、スクランブル画像、偽造防止の検出画像等の偽造防止の対策を行っているところでございます。

それから、データの送受信に対するセキュリティーでございますけれども、基本的に町からはPDFという形で証明書交付センターに送付、それからコンビニエンスストアにデータを送りますけれども、コンビニエンスストアでは、そのデータを取り置かない、そこで保持しないということです。そこで印刷してしまったらそこで消えてしまうというようなシステムで、ほかの人に使われることのないようなセキュリティーを行ってございます。コンビニエンスストアとJ-LISの証明書交付センターでございますけれども、そこは専用回線をつないでおりますので、セキュリティー対策としては十分だというふうに思っております。

それから、証明書交付センター、J-LISと町でございますけれども、これも全協等でも御説明いたしましたけれども、LGWAN回線を使ってセキュリティー対策を行っている

ということでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第49号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第50号 平成28年度川根本町一般会計補正予算
（第3号）について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第50号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 8番、小藪でございます。

一般会計補正予算について、2-2-5-13、タブレット講座開設委託料89万1,000円というものがございます。全協でも説明いただきましたけれども、60歳以上、15名の枠で5回の講座を3回行うというような説明だったかと思えます。目的はインターネットユーザーの増強を図るというような説明であったかと思えます。これに関して、しばらく東海ブロードバンド関係、やませみネットの数字的なものが開示されておりませんでしたので、聞きたいと思えます。やませみネットの加入者数はどのくらい現在あるのか、そしてその加入者数はTBSの事業計画の現在何%ぐらいに達しているのかということでございます。それと、インターネットの加入増強、主にやませみネットを利用するインターネットの増強の仕事は、

T B B Sの本来の仕事ではないかなというような感じもいたしますので、そこら辺の対応を伺っておきます。

それから、細節15の工事請負費ですけれども、これは、予備の通信機器を買うというようなことで、賛成して予備の通信機器がもう揃えられていると思うんですけれども、その置き場所を今からの予算で確保するというございますけれども、予備のものを確保する時点で、倉庫はもうその時点で、何といたしますか、手当てといたしますか、ここに置くというようなことはなかったかどうかということです。機器が大量になって倉庫が欲しくなったのか、それとも、初め予定していた場所を移動するののかということでもあります。

それから、学校の電話機にかかわる説明もあったかと思えますけれども、I P電話をいわゆる従来の黒電話にセットするというようなことございました。これも、役場関係は本庁、支所ともビジネスフォンとかわねフォンの接続があったわけございますけれども、そのときに学校関係は予見できなかったかどうかということで、そのときに一緒にできなかったかなという思いがありますので、それもお伺いします。

それから、最後に、一般事業所にもやっぱりビジネスフォンを使っているところはたくさんあると思うんです。そういうところとかわねフォンとの接続の現状、一般の商店でもビジネスフォン使っているところと接続したところありますよ、あるいはそういう希望がありますよというような情報をいただきたいなと思えます。

それから、かわねフォン以外のT B B Sがやっております050のI P電話の加入者数の開示をお願いしたいなと思えます。

以上で終わります。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、小藪議員の御質問に順を追って答弁いたします。

まず、最初はやませみネットの加入者数についてです。平成28年3月で450件、すみません、今からちょっと目標の数字をいいますので、28年3月で450件、平成30年3月までに900件が目標と聞いております。現時点では約470件ということで、計画より若干少な目という報告を受けております。28年3月で450件が目標でしたが、現在は470件、3月より半年ほどたっておりますので、ちょっと順々に増加していきたいわけですが、それよりは若干少な目と。

2番目のタブレット講座についてであります。このタブレット講座の目的はI C T利用を推進するに当たりまして、全国平均と比較しまして低い傾向にあります。当町のインターネット利用率を高めたいということにあります。特に20ポイント以上開きのあります50歳以上の年代をこの対象としたいわけですが、今回、今年度の講座については、60歳以上の方を優先的に受講していただきたいと考えているところです。これは近い将来、例えば膝の痛みとかで外出手段が確保できないなどの理由で日用品等の買い物ができないような場合に、インターネットショッピングとか各種のインターネットサービスを利用して、より快適に生活

を過ごしていただけるようにとの考えです。

また、今回の講座については、やませみネットへの加入を前提にしたものではなく、これは、今お使いのADSLとか携帯電話事業者のLTE等でも利用できるものです。また、今年5月、6月で受検しました会計検査において指摘、指導されております、国庫補助金により整備しましたインターネットへの加入促進策を積極的に推進することということで指導されておりますが、今回の講座については、これについての直接的な推進策ではなく、インターネット利用率を高めることで町民の皆様の利便性の向上と、間接的にはインターネットへの加入促進が図られるよう計画したものです。

3番目、予備機器の保管場所の関係です。これは昨年の附帯工事で修繕用とかに利用されますケーブルやそういった資機材の保管倉庫になるわけですが、現在、こうした資機材を保管しております桑野山貯木場内の倉庫、ここを当面の間の置き場として予定していたのですが、企画課で進めておりますサテライトオフィス事業による現地見学会等の結果、現在利用されている倉庫を含む建物の利用価値が高いと評価されたことによりまして、今回新たに保管用のプレハブ倉庫を建設するというものです。

4番目、学校施設のビジネスフォンとの連携です。これは昨年度、本庁舎、総合支所庁舎でのかわねフォンの連携をまず先行的に進めました。また、文化会館とか保育施設では、本年度の当初予算において、予算を確保しまして連携を進めております。これらの連携済みの施設におきます昨年7月と今年7月のNTT利用料の比較については、本庁舎で3万4,000円、保育施設3カ所合わせまして1万2,000円、文化会館、B&G海洋センターを合わせて1万3,000円の減額となっております。こうした状況を確認した上で、今回教育委員会の予算になりますが、教育総務課におきまして、学校施設へのかわねフォンの連携を進めるというものです。また効果は、町側の施設、予算の関係だけではなくて、これらの施設に電話をかける側、利用者の皆さんもかわねフォンによる無料通話を利用されますので、こうした利用効果は高いと考えております。

5番目が一般事業所におけますかわねフォンの連携ですが、これは直接TBBSと直接契約になりますので、具体的な数については把握をしておりますが、検討中の事業所はあるというようなお話は聞いております。

6番目は、050番号の加入者数ですが、これは現時点で84件の加入と聞いております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてあるんですけども、ちょっとただいまの小藪議員の質問とかぶっているところも少し部分的にかぶっているところもありまして、質疑しながらそこをうまく調整できるかどうかわかりませんが、まず、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、4ページの第2表債務負担行為補正のところですが、追加ということで健康管理システム機器賃貸借契約及び保守・サポート業務、（平成28年度契約分）として、平成29年度から平成33年度1,430万円というふうに書かれていますけれども、当初予算で計上したんですが、債務負担で出していなかったのという説明がありました。5年リースということで、リースが終了した後はどうなるのか伺います。

それから、特定健診などの結果を一括して管理するという話もありましたけれども、榛原医師会と厚生病院に管理システム保守委託料を、当初予算で54万円計上してあるんですけれども、この分も債務負担行為に含まれるのかどうか確認をします。

2点目ですけれども、11ページの臨時財政対策債の発行限度額が1億8,640万円に決まったとの説明でした。27年度より5,590万円も少ない額であり、普通交付税も27年度より28年度は少なくなっていますけれども、減額した理由は何なのか伺います。

3点目ですけれども、13ページの財務管理費13節、地方公会計統一基準に基づく財務書類作成準備委託料10万6,000円ですけれども、当初予算で200万円計上してありましたけれども、業者の見積もりからの不足分という説明だったと思います。どこまでできているのか、また、いつから住民に示したり、自治体間の比較が可能となり活用できるのか。初日の午後から財務の担当者から説明があったんですけれども、ああいう指標とはまた違うんだと思うんですけれども、複式簿記による統一した基準ということで、それを今後どのように活用を考えているのか伺います。

4点目ですけれども、13ページの財産管理費13節不動産鑑定業務委託料の32万6,000円ですけれども、当初予算の20万円に追加する理由は、元森林組合管理署の宿舎で学校に隣接しているので、放課後児童クラブや教員住宅に利用できないか鑑定をしていただくということで、取得申請は行ったという説明がありましたけれども、築30年ということで、建物もかなり古い状態になっているのではないかと思います。以前、何年か前に居住していたということは記憶にありますけれども、その後いつごろから住まなくなったのか、いつまで使っていたのかということと、それから、建物の状況ですね、現状のままでも教員住宅や放課後学童クラブに条件として合えば、そのまま使用が可能な建物の状況なのか。また、放課後学童クラブとするには、ちょっと見ると敷地が狭いですし、遊び場も確保されていません。小学校のグラウンドで遊ぶのも何かあまり遊ばせることができない現状だということも聞いているんですけれども、関係する方たちの御意見を聞かれたのかどうか伺います。

それから、5点目ですけれども、13ページの自治会振興費13節建築設備定期検査報告業務委託料21万6,000円ですけれども、徳山のコミュニティセンターという説明でしたが、ほかの集会所は対象にならないのでしょうか、全協でちょっと説明があったと思うんですけれども、対象となる条件や検査項目、何年ごとにこういう検査をやるのか、報告をするのか、それからどんな業者に委託をする予定なのか、それとも完全に入札されるのか、その点について伺います。

6点目ですけれども、自治会振興費の19節コミュニティ施設整備事業補助金の240万円についてですけれども、崎平地区集会所の和室の床が腐って抜けそうで、修繕費の3分の2を補助するという条例に基づいた大規模修理への補助ということなんですけれども、旧本川根側は補助というふうになっているわけですけれども、3分の1に当たる120万円というのは本当に大きな地区にとっては支出だと思うんですけれども、なぜこのようにひどくなるまで修繕がされなかったのか、また原因は何なのか、もしシロアリというふうなものだったら床だけで修繕が済むのかどうか、柱などにも広がっている可能性があるのではないかと。そういうことで工事が増えた場合はその負担金、また地元の負担も3分の1ということで増えるわけですけれども、どういうふうに地元負担を調達されるのかわかりませんが、そういうことも話し合いをしているのかどうか伺います。

それから、7点目ですけれども、14ページの環境企画費1,025万3,000円の増額についてですけれども、町有施設の省エネ対策・再生可能エネルギー活用可能性調査F S委託料に1,000万円を環境庁の補助金999万2,000円を財源として計上されていますが、当町の町有施設43施設から、二酸化炭素排出量が多い施設10施設を選んで調査を実施するという説明がありました。どんな施設を選び出して、誰がといたしますか、どこでといたしますか、どんな調査を行うのか。それから、先進地視察で大分県を予定しているという説明もありましたけれども、大分県のどこで、何を、どのような事業を視察するつもりか伺います。

次に、8点目ですけれども、14ページの情報政策費の委託料で、少し小藪議員とかぶるかもしれないけれども、タブレット講座の開設委託料89万1,000円について、1講座5回の3セット分ということで、各講座に講師1名、アシスタント2人をつけて、60歳以上の方に優先的に受講していただき、パソコンより使いやすいタブレットで行うという説明がありましたけれども、何人の受講を予定しておられるのか。それから、講座開設委託先はどうやって決めるのか、もう決まっているのか、その点について伺います。

9点目です。14節のパソコン等借上げ料69万5,000円についてですけれども、マイナンバーのセキュリティー対策で、個人情報とインターネットがつかないようにネットワークを分離する機器の借上げ料という説明がありました。3月補正予算でも自治体情報セキュリティー強化対策事業として2,121万4,000円をとってあります。この内容は、強化事業委託料に984万5,000円、LANの配線工事で218万2,000円、機器購入費で918万7,000円との補正のときの説明があったわけですけれども、この中に、今回の機器の借上げ料が入ってなかったというのはどうしてなのか、ちょっと疑問に思いますのでお聞きいたします。

それで、この金額ですけれども、12月から3月までの4ヵ月分ということでしたけれども、これを1年分に直すと208万5,000円になって、これが毎年必要ということになるわけですけれども、ここに国の補助があるのかないのか、先ほど、マイナンバーについては2分の1の補助がありますと、印鑑条例のところでも課長から説明があったんですけれども、ここもこういう補助があるのかないのか伺います。そして、今後も新たなセキュリティー対策が生じる

たびに、このような費用を町の負担で、国の補助があるのかどうかわかりませんが、行くことになるのかということを確認させていただきたいと思います。

10点目ですけれども、17ページの6-2-5、林道費の工事請負費2,100万円について、南赤石線、坂京線、長尾川線3路線の改良工事ということですが、こういう大きな工事について、補正予算で今の時点で計上した理由は何か、伺います。当初にのせなかったけれども、こういう繰越金とか交付税とかを当てにして計画はあったんだろうとは思いますが、私が勝手に想像していることで、理由を教えてください。

11点目ですけれども、18ページの8款2項2目の道路新設改良費2,140万円についてですけれども、口頭での説明だけで、ほかのところは図面もあって、工法も簡単ですけれども、ここは口頭で説明を受けただけで図面もありませんし、ちょっと全部をメモできなかったのも、再確認で質問をさせていただきますけれども、測量設計委託料650万円、工事請負費が1,350万円、補償費が140万円というふうに、ここの目で見えているわけですが、工事箇所と工事内容の説明、それから、この部分もそうですけれども補正で計上した理由、住民からの要望、あるいは計画の進行、ということなのかわかりませんが、説明をお願いいたします。

12件目の質問です。19ページの10-1-3、教育諸費18節南麓寮10室増築に伴う備品購入費482万1,000円について、入札による一括調達か、全協で、なるべく町内業者から購入をという要望も出されましたけれども、町内で調達できるものは町内の業者優先に入れたいというお答えでした。入札で一括購入するのではないということに受け止められるのですけれども、町内の業者を活性化するというか、調達できる限り活用していくという方針はすごく大事だと思うのですが、入札でないということで、その金額が本当に町民の人から見ても妥当な金額になるのかどうか、そこのところもちょっと心配な点もあります。どのようにして発注するのか、そこのところを教えてくださいたいと思います。

それから、13点目ですけれども、小学校・中学校管理費で建築基準法改正による防火設備定期検査業務委託料が出ていますけれども、どんな業者がどんな検査を行うのか、そしてこれは何年ごとに行う検査なのか、お聞きいたします。

14点目、最後ですけれども、備品購入費で小・中どちらにもかわねフォンと、これ小藪議員の質問にもありましたけれども、既設電話を連携するPBボックスの購入費が出ているわけですが、PBボックスの購入費というだけにすると、私も全く知識はありませんけれども、本当にネットの情報が正しいのかもわかりませんが、開いてみたらPBボックスもいろいろあるんだと思うのですが、見たところでは桁が違うぐらい安かったものしか出てこなかったものから、どのように金額を見積もったのか、どこに相談してこういう金額を見積もったのか、そういう点についてお聞きいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ここで暫時休憩をとります。

45分開始とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時45分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうをお願いいたします。

生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問第1点目、債務負担行為の件についてお答えをいたします。

今回の債務負担行為の件につきましては、5年間のシステム使用料、機器のリース料、システム保守料の支出をお願いするものでございます。まだ執行前でもございますし、現時点で5年後のことについてはお答えができません。

2点目の54万円の件でございますけれども、当初予算で計上してある金額につきましては、榛原医師会と静岡厚生病院へのシステム保守委託料ではなく、今回の債務負担行為でお願いする機器システムの委託料で債務負担行為に含まれております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

何点かございますので、順番に御説明をさせていただきます。

まず、臨時財政対策債の金額について減額した理由はという御質問でございますけれども、御承知のとおり、臨時財政対策債は普通交付税と、ある意味、相関関係があるという意味合いを持った起債でもございます。当町の状況としましては、普通交付税については2町の合併に伴います算定替えの期間が終了し、交付税額の減額が28年度から開始をされてきております。またそれに加えて、交付税、また臨時財政対策債の算定の際の基礎数値となります基準財政需要額の算定に用います基準人口の数値が、従前は平成22年度の国勢調査の数8,074人でありましたけれども、今回の金額については、平成27年度に国調が実施をされまして、その人口が7,198人、876人も減少しております。その人口減少が普通交付税また臨時財政対策債等の金額の減少につながってきているというものが、一番の要因というふうに考えております。

2つ目の地方公会計統一基準に基づきます書類作成業務に関する御質問でございますけれども、現在の状況につきましては、全協でも御説明させていただきましたが、公会計書類を作成するに必要な、町が所有するいわゆる町有財産の固定資産に係る台帳の整備を行ってお

ります。整備をしました固定資産台帳の財産から評価を行いまして、28年度の決算情報をもとに、統一的な指標を作成してまいりたいというふうに考えております。

今回の補正は、その準備経費の増額をお願いするものでございます。これによりまして、議員の御指摘のありました他団体の比較とか住民への公表という形になりますと、28年度決算を踏まえてという形になりますんで、29年度からという予定でおります。この指標を採用することに伴いまして、従前の指標と違いましていろんな形で資産、債務管理、費用管理等の活用、また財政運営、地方自治体も財政運営を図っていく、マネジメント力を高めていくということが求められてまいりますので、それらを実施する際の当然他団体との比較も踏まえた検討材料といった形に活用を図っていきたい、このように考えているものでございます。

次が財産管理費の不動産鑑定委託料に関する御質問でございます。まず、施設が中でいつまで使っていたかという御質問がございましたけれども、森林管理署の宿舎でありましたことから、平成26年度までは、施設全体ではございませんけれども一部住居部分については管理署の職員の方が入居利用をされておりました。今回の補正につきましては、立地的に桑の実の宿舎が本川根小学校に隣接する地域であるということも踏まえまして、現在、施設の管理者であります東海財務局静岡財務事務所に対しては、普通財産売り払いの申請書の提出を行っております。今回補正をお願いしました不動産鑑定を経まして、買い取りに向けての適正価格の町としての評価をさせていただきます。その金額をもとに管理者であります静岡財務のほうと協議をさせていただくという経緯になります。今後協議が調いましたら、町としては購入をさせていただきたいという形で、また購入経費についてはその後、補正計上させていただきますたいというふうに考えております。

また施設の運用につきましては、当然のことながら役場内部に限らず、いろんな形の方とは協議を進めさせていただいてきております。議員御指摘のように施設の老朽化等の問題も承知をしておりますし、これも全協でもお話をさせていただきましたが、施設そのものだけではなく、学校に隣接している地域というものは、なかなか当然のことながらほかはないということもありまして、場所の活用といった意味合いを含めて今後検討をしていきたい。その中では、例え話になりますけれども、施設を新たにつくるというものも選択肢としては出てくる可能性も当然あるかというふうには考えております。

次の自治会振興費の建築設備の定期点検報告に関する御質問でございます。今回の質問、後段に教育委員会のほうで学校設備の部分でも同じような御質問が出ておりますけれども、全協でもまとめて御説明をさせていただきましたが、建築基準法の改正、6月1日の法改正に伴いまして、従前の建築設備の検査だけではなく、具体的にいいますと、今回学校、集会所については防火設備の点検が新たに義務づけられたものであります。防火設備とはという形になりますと、煙を外へ逃がす排煙装置であるとか、防火扉でありますとか、防火誘導の際の表示等が該当になるわけでありまして、この集会施設については、集会所部分、集会スペースが床面積として200平米を超えるという面積要件も附帯をされております。現

時点では徳山コミュニティーセンターが該当するものではないかという形で協議をさせていただいています。今回補正をさせていただきましたが、報告期限が年内という形ですので、今回補正をさせていただきましたけれども、監督官庁、土木事務所になりますけれども、そこを詳細確認をしたのち、実施等に移っていくという形で考えております。

また報告については、毎年の報告が必要となりますし、調査を行えるものは1級及び2級の建築士という形で規定をされております。したがって、委託先も同様になろうというふうに考えております。

町も庁舎、開発センター等は今回の規定改正対象ではございませんけれども、鉄筋コンクリート建物という形で、従前から建築確認の対象となっております。そこをお願いしている業者さんというか、ものがありますので、そこを中心に委託先としては考えていきたいというふうに考えております。

次に、自治会振興費のコミュニティ施設整備、崎平集会所の件でございます。概要については全協でもお話をさせていただいておりますが、当該施設は、床下の湿気の換気不良という形のもので床板が腐食したことに起因をしているというふうに、確認をさせていただいております。その症状が、本年度に入り室内を歩行する際に床板がきしむ、下がるといった症状が判明し、床下を見て状況が明らかになったものであります。当然湿気による腐食ですので、従前から腐食は進行していたものと推察はされますが、日常生活をする一般住宅とは異なり、集会所でありますので、利用頻度の形、なかなかそこまで地元でも把握ができず、今年度に入りそのような状態が確認をされた。床板ですのでそのまま放置をするわけにもいかず、早急な対応を町としても行いたいといった形で、今回の補正を上げさせていただいております。

工事費につきましては、議員御心配いただいたシロアリといった形ではなく、換気不足、湿気による腐食というものは明らかでありまして、それに基づく現場調査をして積算したものでありますので、工事費がよほどのこと、想定以外の本当に何かない限りは、増大するものといったことは考えておりません。

総務課は以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、環境企画費についての質問にお答えいたします。

まず、二酸化炭素排出量が多い10施設ですけれども、それは役場本庁舎、山村開発センター、役場総合支所北部振興センター、文化会館、本川根B&G海洋センター、学校給食共同調理場、資料館やまびこ、静岡市消防局島田消防署川根北出張所、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館を想定しております。調査内容につきましては、それぞれの施設ごとのエネルギー使用量を算出しまして、2012年度から昨年2015年度までの二酸化炭素排出量推移を確認し、排出量の多い施設を把握するエネルギー分析を行います。またこの10施設について省エネ診断を行い、運用改善、設備高効率化改修などの省エネの施策を抽出いたします。

その結果は、後年度施設ごとに展開をしていく計画です。

また、この施設につきましては、エネルギー消費の削減平準化や、災害時、非常時のエネルギー供給の確保を図るエネルギーマネジメントシステム導入調査を実施いたします。そのほか、再生可能エネルギー設備といたしまして、太陽光発電、太陽熱パネルを用いた太陽熱利用の導入可能性調査を予定しております。

事業の実施に当たりましては、川根本町地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みの一環としまして公募をいたします。そしてプロポーザルによる調査委託事業者を選定をしていく予定でございます。

先進地の視察ですけれども、大分県玖珠郡九重町で実証実験が現在行われております新地熱発電事業所での地熱発電の取り組みを、視察をする予定でございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 8番目、タブレット講座についてお答えいたします。講座の人数、受講人数という御質問ですが、用意するタブレットの数及び講師、全ての講座で講師1名とアシスタント合わせて2名以上というような規定をしているわけですが、そうした講師等が対応できる人数を考慮しまして、定員15人で募集をする予定でございます。

また、委託先につきましては、業務内容を精査しまして、今後、指名委員会にて決定したいと考えております。

9番目のパソコン等の借り上げ料の御質問ですが、これは3月補正にて予算化しました委託料工事請負費備品購入費2,121万4,000円について、これらが平成27年度の国庫補助事業の補助対象項目であったため、町としまして平成27年度予算にて計上する必要がありました。しかし、今回計上しました追加ネットワーク機器の借り上げ料69万5,000円については、補助対象外であったこと、また平成28年12月がリース開始予定であったため、今年度の今回、補正予算での計上としたものです。また、御指摘のとおり、12ヵ月分では208万5,000円が必要であります。こうした借り上げ料については国の補助対象とはなっておりません。さらに現時点では新たなセキュリティー対策は確認されてはおりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） それでは、10番目、林道費の関係についてお答えさせていただきます。

まず、林道南赤石線です。この路線につきましては、本年度5月にのり面崩壊が発生し、一時通行どめとなりました。その対策として、のり面調査や応急仮設防護柵を設置しておりますけれども、登山者や直轄治山工事のための利用者が多く、早急のにり面の安定を図る必要があります。今回県の支援を得られる予定であるために、補正予算を計上させていただきました。

次に、林道坂京線についてです。こちらの路線につきましては、道路を横断する既存の排水施設が正常に機能していないため、大雨の際には沢の水が道路を越えて流れ、車両の通行に支障を来している状況であります。本年度当該箇所測量設計を行い、工法等が決まりました。今回、同じく県の支援を得られる予定であるために、補正予算のほうを計上させていただきました。

林道長尾川線ですが、当該路線路肩決壊により通行が不能となっており、林産物も搬出や森林経営の用に供することができない状況であります。今回県の支援を得られる予定であることから、林道の機能を早急に回復する必要があるために、補正予算を計上させていただきました。

次に、11番目の御質問、道路新設改良費についてです。今回補正予算を計上させていただきました路線は、当初予算でお認めいただいている路線の増額という形になります。

まず、測量設計委託料は町道高郷上長尾線の地質調査であります。本路線の平面、線形の測量業務が完了し、本年度調整設計の業務を発注する予定であります。今回補正をお願いしました地質調査により地盤の状況を確認することは、道路構造物の設計に必要な業務であります。業務内容はボーリング調査3カ所を予定しております。そのために、今回補正予算のほうを計上させていただきました。

工事請負費につきましては、町道上村島触線と町道西地名線であります。いずれの路線も測量設計業務において、現場の状況により追加の対策が必要となったことにより増額補正をお願いするものです。

町道上村島触線につきましては、近接する国道362号の路肩構造物の安定を図るために、鉄筋挿入口の施工が必要となったものです。ちょうど西地名線は道路路帯工事で当初予定しておりました補強土壁をブロック積みに変更したいがためです。

補償費は、町道西地名線で道路改良する上で支障となる物件があるため、その補償の必要があるため、今回、補正予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは、教育総務課からお答えをさせていただきます。

最初に、南麓寮の増築に係る備品購入についてでありますけれども、おうるのときの備品の購入と同様に、ベッドや机とかロッカー等の家具備品、それからエアコンとか洗濯機、炊飯器等の電化製品について分けて入札を実施する予定であります。このうち、電化製品につきましては、町内での調達が可能だと考えています。まずはそのほか、購入金額が適正かどうかという御質問がありましたけれども、これにつきましては、入札案件でありますのでお答えはできかねると思います。

それから、2番目の防火設備定期検査業務委託料についてありますけれども、これにつきましては、総務課のお答えと同様になるかと思っておりますけれども、まず、1級、2級建築士等

であって防火設備について専門的な知識と技能を有する者に依頼をさせていただきまして、防火シャッターや防火扉が正常に作動するかどうかの点検を行うものであります。

これは毎年検査を実施して報告の義務があります。費用につきましては、点検委託業務とともに報告書作成経費等も含まれているものであります。

それから、最後のかわねフォン等のP B X、ボックスとありましたがP B Xですね、のほうの購入費についてでありますけれども、小・中学校6校分につきましては、それぞれかわねフォンと既存の電話機を接続するための備品と、その機器の接続経費につきまして専門的な知識を有する業者さんに相談をして見積もりをとったものであります。

この金額につきましては、8月、先月保育園で同様の備品購入というのがありますけれども、それと比較しても、金額に大きな違いはないということを確認をしているものであります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 今の教育総務課長の答弁の中で、かわねフォン連携のお話の追加です。P B Xの購入費というような御質問でありましたけれども、実際にはP B Xで接続するということとして、実際、この備品購入に係る資機材につきましては、V o I PアダプタとH U Bとあって、ネットワークを分離する、そういった備品購入費の内容となっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 先ほどの質問の中で、やませみネットの加入者数は470ということをお答えいただきましたけれども、その次の東海ブロードバンド事業計画のそれは何%かというのが回答されなかったと思いますので、わかりましたらお願いいたします。全国的に世帯数の30%がインターネットの回線数というような基準を付けていろいろやっております、恐らく3,000世帯というところから始まって、900世帯がT B B Sの目標だったかなと思いますけれども、現在は2年目ですので、まあ一遍に900世帯というのは無理なことで、それが2年目の計画の何%が470件ですよということでお伺いしているものですから、恐らく何%ぐらいということでもいいと思いますけれども、計画の。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 先ほどの答弁の追加でありますけれども、平成28年3月で450件、そして小藪議員言われたように3年で3割の加入ということで、現在の世帯数が約3,000件でありますので、900件を目標として加入促進といいますか、加入のほう進めております。

そして、28年8月現在で470件ということですので、パーセンテージでいいますと、8月

現在何件を目標にということではなくて、29年の3月で670件ほどを目標にしているということですので、そういった数値でいきますと7割、8割くらいではないかと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさんのお答えを本当にありがとうございました。

幾つかといいますか解消できなかったものについて、再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、鳥本課長より、今執行前なので5年後のことは答えられないというふうに、債務負担行為の終了後のことについてお答えがありましたけれども、普通リースのようなものではないかと思うんですけれども、リース後は1ヵ月分で買い取りとか、そのままリース払った人のものになるよとか、あるいは新しい機種にかえるとか、そういうことがあると思うんですけれども、その見通しも全くないということなんでしょうか。お聞きいたします。

それから、6点目の自治会振興費のコミュニティ施設整備費の点ですけれども、心配していた部分は多分ないだろうと、想定では工事費は増えないというふうなことで、ちょっとよかったなと思っているんですけれども、それにしても、120万円の地元負担というのはかなり大きな金額で、区費だけでは賄えないのではないかと思うんですね。それで、今年の3月に気がついたということですので、本当に地元にとっては急いでお金を調達しなければならない。区民からの寄附なのか負担金なのか集めて手当てをするのではないかと思うんですけれども、この地区が80世帯ぐらいあるということで、割ると1世帯1万5,000円になります。私はこういうことについて、地区の集会所というのは本当に地域にとって憩いの場、いろいろ学習の場、みんなと交流する場、親睦の場、それからいざ災害が起きれば避難所として、非常に行政としても守っていかなければならない部分であって、だからこういう支援とか補助金とか、やっているんだよと言われるかもしれませんが、合併前の旧中川根では、集会所については修理、保守管理費は100%町が見てもらっていました。特に大規模修繕については。そういうことがあったので、本当に区民の人たちもそのことに感謝して、今もそうですけれども、どの地区でも集会所を一生懸命守っている、掃除をしたり管理したりしているんだと思います。なくてはならない施設というものですので、こういう大きな修理について地元負担を求めるのではなくて、やっぱりなくてはならない施設ということで、私は3分の1の地元負担という、大規模修繕の場合の地元負担という条例を見直して、皆さん高齢化してきていますし、安心して本当に自分たちの集会所大事な居場所だということで、保守管理していただけるように、行政と地元と一緒にやっていくということが、これからの町の中で地元にとっても大きな効果ではないかと思うんですけれども、そのような考えがないか伺います。

それから、7番目の環境企画費の点ですけれども、いろいろ今後の利用ですけれども、太陽光とか非常時、災害時のエネルギーの供給とかそういうことに生かしていきたいというこ

とだったんですけれども、大分県の視察では地熱発電を目的に行かれるということで、この大分県では、バイオマス発電をやって有名になっているところがあると聞いたんですけれども、私はそれなら非常にうちの町もうれしいなと思ったんですけれども、地熱発電というのは本当にうちの町で可能性があるのかなと、今聞いていて先ほどちょっと疑問を持ったんですけれども、間伐材の利用などでバイオマス発電についても、ぜひ検討をしていきたい対象に考えてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、8点目のタブレット講座の開設についてですけれども、高齢者を対象に講座を開くということでしたので、使い慣れていただきたい今後の情報基盤を利用した生活の向上と言いますか、サポートがしやすいようにしたいという答弁だったと思うんですけれども、その目的で入れたのがかわねフォンではなかったかと思うんですね。高齢者の見守りとかお買い物支援、例えば交通デマンドタクシーなんかの配送支援とか、こういうものもできますよという説明をしながら町民説明会で町長もおっしゃって、私たちもそれは期待をしたところなんですけれども、かわねフォンについて当初予算では、かわねフォンの利用促進報償費として、高齢者利用サポートに、27年度で70万円、28年度も44万2,000円計上してあるんですけれども、それとは別に、こういうやませみネット、情報通信の利用が進むように、まずパソコンとかインターネットになれていただきたい、利用勝手がいいタブレットの端末で講座を開くんだということなのではないでしょうか。かわねフォンの使い方の講座を行わないのか、やっているのか、そしてかわねフォンが使いにくいよという声も多分耳にされているんだと思うんですけれども、行政からはそういう言葉は聞こえませんが、かわねフォンの活用につなげていくつもりなのかどうか、そういう点をお聞きいたします。

そして、10番目の林道費ですけれども、県の支援が確認できた、認められたということで、補正予算に計上したということで、本当によかったなと思うんですけれども、補正予算にはそれはまだ計上してないですね、今回の。補助率などくらいはわかるのかなと思うんですけれども……。

(「40%」という声あり)

○10番(鈴木多津枝君) では失礼しました。これは取り下げます。40%ということで。すみません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(太田侑孝君) 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長(鳥本宗幸君) それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、今回の債務負担については、5年間の債務支出についてお願いをしたいということでございます。その5年後につきましては、買い取るのか再リースするのか、また新しいシステムにするのかということについては、現時点では明確なお答えができないということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 自治会振興費、集会所の修繕対応といった形の再質問でございますけれども、本案件につきましては当然地元自治会から状況の申し出がありまして、地元自治会として現行制度のもとに地元負担分は確保したという形の中で、改修支援をお願いしたいといったものでございます。また、集会所につきましては合併以前、旧本川根、旧中川根それぞれ集会所の財産区分、旧本川根は各自治会が設置して自治会に所有権を持っているもの、旧中川根においては町が町有地を利用して設置したものとといった経緯の違いもございませぬ。その辺も踏まえて現行制度を設けておる中で、旧中川根においても大規模修繕については自己負担金もいただいておりますし、いろんな形で整合性を図っている状況でございます。

したがいまして、現行においては事務方サイドとしては、現状の制度で継承させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 視察先の地熱発電の関係ですけれども、地熱を利用するという意味では、川根本町におきましても可能性がないということではございませんので、新地熱発電所ということで国のほうの補助対象となっています事業を今、大分県のほうで実証実験をやっているということで、そちらのほうに視察に行ってきたいということでございます。

それと、バイオマス発電の関係につきましては、今後とも一つの可能性についての課題として捉えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） タブレット講座に関する再質問にお答えいたします。

まず、やませみネットの利用というようなお話もありましたが、これは先ほど小藪議員の御質問にお答えしたとおり、やませみネットの加入を前提にしたものではございません。また2番目、本年度の予算の中のサポーターの予算というような御質問がありましたが、これは各地区で指定しております地区サポーター、こちらの方への報償の関係になっております。

3つ目、かわねフォンの利用につなげていくということでございますけれども、こちらはかわねフォンの使い方とかそういったものにつきましては、直接情報政策課のほうにお電話をいただいたり、東海ブロードバンドのほうに電話をいただいたりしながら、対応しております。また、各地区におきましては、サポーターを通して、サポーターで対応していただいて、それでちょっとわからないような場合には、うちの情報政策課のほうに回ってくるといような、そういった例も何件かあります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第50号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第51号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第51号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。質疑を行います。

1点目は3ページの歳入のところ、7-2-1、基金繰入金の205万6,000円の減額と、4ページ歳出のほうの4-1-1、基金積立金2,121万8,000円についてですけれども、現在、基金残高はこれで、これを計算に入れると幾らになるのでしょうか。そして、第6期計画の中間年に28年度はなっているんですけれども、計画より基金が多過ぎるのではないか。基金は3年間で取り崩す保険料を設定をして2年目ですので、もう、必要額の半分あればいいわけですので、基金が余り過ぎているのではないかなど、国保と同じで、たくさんあったほうがいざというときのためにいいという考え方なのか、それでは、介護保険事業に決められた方針とは違うのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

2点目ですけれども、7-2-2の国県支出金等返還金2,066万7,000円についてですけれ

ども、国、県へ1,966万6,000円、支払基金へ100万1,000円で、前年度の利用に基づき返還するという説明がありました。利用状況の資料とか返還額の根拠が示されていないわけですが、現に利用が減っていったのではないかなという心配があります。本当に必要がなくて利用者が少ない、利用料が減ったということならいいんですけども、それと担当のほうの職員の皆さんも本当にきめ細かく回ってくださっていて、関係者も対応していただいて、利用がそんなに必要なかったんだよということならうれしいなと思うんですけども、かなり大きな金額の返還ですので、根拠となる予算と実績の比較を今ちょっと大まかに答えていただいた後、資料をぜひいただきたいなと思うんですけども、決算審査もありますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初の、基金の残高が幾らになるのか、それから多すぎるのではないかというような御質問でございます。今回の補正につきましては、平成27年度の介護保険事業における介護給付費分と、それから地域支援事業分の精査により超過交付分を返還をするためのものがございます。平成27年度の繰越金4,394万1,161円から、あと返還金、2,066万7,941円を差し引き、それからあわせて基金の繰入金の205万6,000円を充当するために、最終的に2,121万8,000円を介護給付費準備基金に繰り入れをお願いするものがございます。

昨年度末の介護給付費準備基金の残高が3,210万7,525円と合わせますので、現時点での、今回のお認めをいただきますと、5,332万5,525円となります。

それからまた、計画より基金が多過ぎるのではないかというような御指摘でございますけれども、先ほどお話がございましたように、御承知のとおり介護保険計画では3年間を計画期間としておりますので、保険料を、その計画期間を、保険料期間の算定をしているために計画の初年度、27年度は基金への積立金が発生をいたします。今後、特別養護老人ホームの増床、それからグループホームの新設を予定しておりますので、今後については給付費の伸びが見込まれますので、そういう意味では多過ぎるということはないかと思えます。

それから、2つ目の御質問でございます。利用状況の今回の補正の内容についての御質問でございます。御承知のとおり、介護給付費における国、県、支払基金の負担金というのは各負担割合で給付費に応じて交付をされております。この負担額、国とか県とか支払基金とか負担額ですけども、それはそれぞれにおいて近年の給付の状況で当初の給付額を算定して交付額を決定いたします。その後、当該年度の給付状況に応じて再算定が行われ、追加交付や減額が行われます。このように交付決定額は町の予算額に応じて算定決定されるものではなく、国とか県とか支払基金が独自に算定をして決定をされております。

また、一方で町の介護保険事業特別会計のほうの介護保険の給付費の予算につきましては、第6期の介護保険事業計画と前年比の給付状況を勘案して、不足のないように算出をしてお

ります。今回、補正をお願いする返還金につきましては、利用者の減によるものではなく、あくまでも国・県等の交付額が過交付になったものを返還するものでございます。

また、サービスの利用者が減っているのではないかというような御質問がございました。細かい数字は、また資料をお渡ししますけれども、利用が減っているものとしましては、平成26年度と27年度の比較をしましたときに、まず減っているものが居宅介護支援、いわゆるケアプランでございます。それから通所介護、それから短期入所生活介護がございます。一方で増えておりますのが、訪問介護、それから福祉用具の貸与、介護老人保健施設、それから小規模多機能居宅介護の利用者は増加をしております。実員の利用者で比較をいたしますと、26年から27年にかけて136名の増加というふうに把握をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月27日午前9時、本会議を開会し、一般質問、常任委員長の報告及び認定第1号から第7号の討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時33分